

令和 7 年

## 第 9 回大津町議会臨時会会議録

開 会 令和 7 年 10 月 22 日

閉 会 令和 7 年 10 月 22 日

大 津 町 議 会

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告

# 令和7年第9回大津町議会臨時会会議録

令和7年第9回大津町議会臨時会は町議場に招集された。(第1日)

令和7年10月22日(水曜日)

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 出席議員                              | 1番 岩下啓史      2番 中山直之      3番 清原さおり<br>4番 大塚勝二      5番 村山龍一      6番 大村裕一郎<br>7番 田代元気      8番 時松智弘      9番 面川秀貢<br>10番 大塚益雄      11番 三宮美香      13番 山本富二夫<br>14番 豊瀬和久      15番 佐藤真二      16番 坂本典光   |
| 欠席議員                              | 12番 山部良二   |
| 職務のため出席した事務局職員                    | 局長 荒木啓一<br>書記 飯塚彩菜   |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 金田英樹      会計管理課長 郷春美<br>副町長 内田清之      総務部主幹 田上雄一<br>総務部長 木村欣也      兼 法制執務係長<br>住民生活部長 白石浩範      総務部財政課長 田邊嵩博<br>健康福祉部長 大隈寿美代      教育長 吉良智恵美<br>産業振興部長 岩下潤次      教育部長 村山博徳<br>都市整備部長 高橋和秀      併任工業用水道課長 教育部次長 境敬一郎<br>総務統括専門官 伊藤秀馬      農業委員会事務局長 齊藤孝浩<br>総務部総務課長 宮崎俊也<br>兼選挙管理委員会書記長<br>総務部財政課長 山部美保 |

# 会 議 に 付 し た 事 件

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 議案第66号 | 町道杉水水迫線歩道整備工事（2工区）請負契約の締結について |
|--------|-------------------------------|

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 7 年 1 0 月 2 2 日 (水) 午前 1 1 時 0 0 分 開会  
開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 6 6 号 町道杉水水迫線歩道整備工事 (2 工区) 請負契約の締結に  
ついて

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 1 時 0 0 分 開会

開議

○議 長 (坂本典光) ただいまから、令和 7 年第 9 回大津町議会臨時会を開会します。

なお、山部議員より欠席の届出がありますので報告します。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長 (坂本典光) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定によって、1 5 番佐藤真二議員、1 番岩下啓史議員を指名いたします。

#### 日程第 2 会期の決定

○議 長 (坂本典光) 日程第 2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (坂本典光) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

#### 日程第 3 諸般の報告

○議 長 (坂本典光) 日程第 3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席及びタブレットに配付のとおりです。

日程第 4 議案第 6 6 号 町道杉水水迫線歩道整備工事 (2 工区) 請負契約の締結につい  
て

## 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（坂本典光） 日程第4 議案第66号、「町道杉水水迫線歩道整備工事（2工区）請負契約の締結について」を議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました議案第66号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、こんにちは。今回の臨時会に提案しました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号「町道杉水水迫線歩道整備工事（2工区）請負契約の締結について」ですが、令和7年3月28日に、熊本県菊池郡大津町大字陣内1728番地、益田産業株式会社、代表取締役、益田知郎様と、4千787万7千500円で締結した工事請負契約について、契約変更に伴い、契約額が5千万円を超えますので、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（坂本典光） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 皆様、こんにちは。私のほうから議案第66号、町道杉水水迫線歩道整備工事（2工区）請負契約の変更につきまして御説明をさせていただきます。

本件は、現在発注しております町道杉水水迫線歩道整備工事（2工区）の工事請負契約につきまして、設計変更等によりまして、契約金額の増額を要するものでございまして、変更後の契約金額が「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に定める議決対象額5千万円以上に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに同条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは工事の詳細について御説明をさせていただきます。説明資料集の1ページをお願いいたします。

まず工事の概要になります。

工事番号、町改（補）工事第24号、工事名が町道杉水水迫線歩道整備工事（2工区）工事場所は大津町大字杉水地内でございます。現契約額が4千787万7千500円で工期は、令和7年3月29日から令和7年10月31日までとなっております。請負業者は、益田産業株式会社様で、

工事内容といたしましては、歩道工、法面整形工、防草コンクリート工、ブロック積工、舗装工、側溝工、縁石工などが主なものでございます。

次に、主な変更内容でございますけれども、まず増額要因といたしまして、交通誘導員が当初の148人から236人となりまして245万800円の増、残土処分費は当初の0立方メートルから485立方メートル、96万4千700円の増、土砂運搬につきましては、当初の4.0キロメートル以下から6.5キロメートル以下に変更し32万8千900円の増額となっております。

次に減額要因といたしまして、防草コンクリートが当初188平方メートルから122平方メートルへ、金額にして91万800円の減額、畦畔復旧が当初223メートルに対し129メートルとなりまして、19万8千円の減額となっております。

これらを踏まえまして、契約額につきましては当初4千787万7千500円から5千62万9千704円となりまして、275万2千204円の増額となっております。

次にそれぞれの変更理由についてでございますけれども、交通誘導員につきましては、令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されまして熱中症対策（適切な休憩を確保するための交代要員の設置等）を講じた発注を行うよう厚生労働省より通達がありましたので、誘導員を当初の148人から、実績を精査しまして236人に変更するものでございます。

次の残土処分費につきましては、令和7年4月1日に県内全域で盛土規制法の運用が開始され、盛土規制法の許可を受けた許可処分場へ搬出する必要が生じました。その搬出において、別途処分費が必要となったために増額をするものでございます。

土砂の運搬につきましては、高尾野地区にある許可処分場への運搬により、積算上の運搬距離を変更するものでございます。

次に防草コンクリートにつきましては、説明資料の2ページを御参照いただければと思います。変更箇所は平面・断面それぞれ青色の部分でございます。こちらは耕作者の方の要望によるものでございますが、複数の農地をより一体的に利用したいということでございましたので、協議の結果、地盤高を均一にしたことによりまして、当初の計画より農地の地盤高が低くなったため、防草コンクリートの設置数量が減少したものでございます。畦畔復旧につきましても防草コンクリートの理由と同様でございます、2ページの断面図の青色部分の畦畔工が減少するものでございます。

最後に、変更金額確定の経緯についてでございますけれども、説明資料集の3ページをお願いいたします。

まず、交通誘導員の配置につきましては、5月12日より本格的な工事に入ったため、その日から交通誘導員を配置したところでございますけれども、令和7年6月1日に通達があり、その後、適切な体制の構築を行うよう、6月6日付で請負業者に対しまして必要に応じ適切な対応を取るよう、指示書を提出し、交代要員の配置等、熱中症対策に努めていただいた所でございます。この通達によりまして、9月の補正予算により御議決をいただき、変更契約に向け予算の確保を行ったところでございますが、結果的に梅雨の期間が短かったことや、記録的な猛暑が継続したため、交通誘導員の配置も増加しまして、今月3日の実績報告において変更額が確定したものでございます。

次に残土処分につきましては、令和7年4月1日に盛土規制法に係る熊本県の運用が開始され、こちらでも発生土砂の適切な処分について、請負業者に4月10日付で指示書を出しております。その後、5月7日に高尾野地区の処分場が県の許可を得たことが判明しましたので、そこから9月までの間、各工種に係る土砂搬出につきまして適切に対応いただいたところでございます。最後に防草コンクリート、畦畔復旧につきましては、7月下旬に耕作者の方の要望を受けまして、現地立会いを行い、その後、数量減を請負業者さんへ指示をさせていただいたものでございます。なお、防草コンクリートにつきましては構造物でございますので、工事完成後に、出来形計測等を行い、その実績数量を基に金額が確定したものでございます。

いずれにしましても今後も適切な積算に努めさせていただき、5千万円を超えるような案件が見込まれるようなことがわかった時点で説明をさせていただくなどの対応をさせていただきたいというふうに思っております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（坂本典光） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大塚勝二議員。

○4番（大塚勝二議員） 2点質問があります。今回、今質問がありましたけれども、4月1日に盛土規制法の運用開始、6月1日に改正労働安全規則の運用開始ということで、この二つにつきまして、事前にたぶんこういう規制法が出されますよという情報収集ができていたのかどうか。それとあと1点が7月に耕作者より農地を一体化することによる相談があったということで、それは工事が始まる前にこの計画がある前にそういう情報収集はできてなかったのかと。その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（坂本典光） 高橋都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 大塚議員の質疑に対してお答えさせていただきます。

まず、盛土規制法や改正誘導員の配置そういったものにつきまして、情報等は通知はあってございましたけれども、詳細が不明な部分が多々ございましたので、このような対応となったような状況でございます。

また、畦畔の話でございますけれども、事前に説明はしているもののなかなか平面図上での説明では、すみませんなかなか耕作者の方が不明な部分も多々あったのかと思いき、工事が進むにつれて状況がわかった部分もございまして、そういった今後の耕作をする上での観点からそのような方法をとりたいというような申し出があったということでございましたので、今回のような対応となったものでございます。

以上でございます。

○議長（坂本典光） 大塚議員。

○4番（大塚勝二議員） 例えば耕作者に関しましては、そういう自分たちの土地のことでものすごく

くシビアな問題ですので、その役場のほうからどの程度の頻度で、例えば耕作者の人たち1回、2回図面上じゃだめだし、実際現場ですと、一緒に話しながらこうなりますもんね、こうですよとかいうような具体的な説明がないとやっぱりイメージがつかないと思うんですよ。やっぱりそこを何回も足を運んで折衝することによって、大津町に任せていいなとかですね。耕作者も安心して事業を任せられるというふうに考えますのでその辺りはどうされていたのかと。特にこういう案件というのは今から先どんどん増えていくと思いますので、そういう人員配置とかそれは十分なのかというところを一つやれば土日祭日ちょっと休みのときに行きますけんよかですよということになれば、かなりハードになってしまって、職員の負担も増えるということもありますので、その辺りの配慮をしながら、折衝して対応していただきたいと思うんですけど、その辺りの対策というのはどうでしょうか。

○議長（坂本典光） 高橋部長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（高橋和秀） 大塚議員の再質疑のほうにお答えさせていただきます。

現在も耕作者、所有者様に関しましては、御理解いただけるように丁寧な説明に努めているところではございますけれども、今御指摘いただきましたように今後もきちんと御理解いただけるまで説明を継続していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（坂本典光） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第66号、町道杉水水迫線歩道整備工事（2工区）請負契約の締結についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第66号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） 押し忘れなしと認めます。締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会において議決されました各案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、大津町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和7年第9回大津町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年10月22日

大津町議会議長 坂本典光

大津町議会議員 佐藤真二

大津町議会議員 岩下啓史